

墨田区附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

改正案		現行	
別表		別表	
1 区長の附属機関		1 区長の附属機関	
名称	担任する事務	名称	担任する事務
墨田区指定管理者選 定委員会 ～すみだ女性センタ ー運営委員会	[略]	墨田区指定管理者選 定委員会 ～すみだ女性センタ ー運営委員会	[略]
[削除]		<u>すみだ創生塾運営委 員会</u>	<u>すみだ創生塾の運営 に係る検討に関する こと。</u>
墨田区産業振興会議 ～墨田区都市計画マ スタープラン改定 検討委員会	[略]	墨田区産業振興会議 ～墨田区都市計画マ スタープラン改定 検討委員会	[略]
2 [略]		2 [略]	

付 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。